

東京電力株式会社への損害賠償請求に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年九月三十日

参議院議長 西岡武夫 殿

森 まさこ

東京電力株式会社への損害賠償請求に関する質問主意書

東京電力株式会社は、平成二十三年九月十一日より補償金の請求の案内と補償金の請求書類の配布を始めているが、この補償金に関する請求書類及び説明書類は複雑で分量も多く、被災者が補償金を請求する上で大きな障害となるものであるとの批判が強い。これに対して、東京電力株式会社は、戸別訪問や説明会を行うことによつて補完しようという姿勢を示しているが、この補償金の請求書類に関しては、書式の複雑さのみならず、内容面においても、金額の設定や算定方法など多くの問題点が指摘されており、このまま補償金の請求の手続を進めることを容認しては、被災者が迅速に正当な補償金を受領することが困難になると考えられる。

この事実に鑑み、政府は東京電力株式会社に対し、この補償金の請求手続を撤回させ、政府による監督の下、適切な形式と内容を持つ補償金の請求手続を作り直させ、その間、被災者に対しては平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律により、国が早期に暫定額の仮払いを行うべきであると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

